

改正

平成28年3月23日条例第17号

平成29年12月25日条例第21号

庄原市ふるさと応援寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、庄原市のまちづくりに賛同する個人又は団体から寄附金を募り、当該寄附金を財源として事業を行うことにより、住民参加型の地方自治を推進し、美しく輝くふるさとづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 前条の寄附金を財源として行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 自治、協働及び定住に関する事業
- (2) 産業及び交流に関する事業
- (3) 環境、基盤、交通及び情報に関する事業
- (4) 保健、福祉、医療及び介護に関する事業
- (5) 教育及び文化に関する事業
- (6) 市民団体等の公益的な事業に対して行う補助
- (7) その他市長が別に定める事業

(寄附金の使途指定)

第3条 寄附者は、前条各号に規定する事業のうち、寄附の使途として、あらかじめ事業を指定することができる。

2 前項に規定する事業の指定がない寄附金については、市長がその事業を定めるものとする。

(事業への充当)

第4条 この条例に基づく寄附金は、毎年度、庄原市一般会計予算の歳入として受け入れ、第2条各号に規定する事業に要する経費に充当し、有効かつ適正に活用するものとする。

(基金の設置)

第5条 寄附者から収受した寄附金を適正に管理運用するため、庄原市ふるさと応

援寄附基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第6条 基金として積立てる額は、第4条の規定により活用する寄附金に残額が生じた額とする。

（基金の管理）

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（基金の処分）

第8条 基金は、第2条各号に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（基金の繰替運用）

第9条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（相殺のための取崩し）

第10条 市長は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（市が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

（運用状況の公表）

第11条 市長は、寄附金の運用状況について、毎年度の終了後6月以内に公表しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月23日条例第17号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月25日条例第21号）

この条例は、平成30年1月1日から施行する。